

# 入札の心得

印西地区消防組合における入札は、入札約款に定めるところにより執行しますが、特に下記事項に留意の上入札を行ってください。

## 1. 入札の参加について

- 1 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、印西地区消防組合様式による委任状を持参させなければならない。
- 2 入札参加者又はその代理人は、入札の前に印西地区消防組合様式による誓約書を提出しなければならない。
- 3 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をする事はできない。
- 4 入札書は印西地区消防組合様式により作成し、封かんの上、入札書の氏名を表記し指定された時刻までに入札箱に投入しなければならない。

## 2. 入札参加の辞退について

- 1 入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
  - (1) 入札執行前には、入札辞退届（印西地区消防組合様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る）して行う。
  - (2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受ける事はない。

## 3. 無効となる入札について

- 1 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
  - (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
  - (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
  - (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
  - (4) 記名、押印を欠く入札
  - (5) 金額を訂正した入札
  - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - (7) 明らかに連合であると認められる入札
  - (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
  - (9) その他入札に関する条件に違反した入札

#### 4. 落札者の決定について

- 1 工事又は製造の請負に係る入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札を保留するものとする。
- 2 委託業務及び工事用材料の買入れに係る入札においては、最低価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札を保留するものとする。
- 3 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札候補者を定める。
- 4 落札候補者は入札参加資格を確認するための入札参加資格確認書類（以下「確認書類」という。）を提出するものとする。
- 5 確認書類は、落札候補者を決定した日から起算して5日以内（休日を除く。）に契約担当課に提出しなければならない。
- 6 落札候補者が前項に規定する提出期限内に確認書類を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は、無効とする。
- 7 落札候補者から提出のあった確認書類を審査し、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者から確認書類の提出を求め、順次審査を行い、最初に入札参加資格を満たしている者を落札者とする。
- 8 落札者の決定は、原則として確認書類の提出があった日から起算して2日（休日を除く。）以内に行うものとする。
- 9 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対して電子メール等の方法により連絡し、契約締結に必要な指示を与えるものとする。この場合において、第1項の審査において入札参加資格がないと認められた者に対しては、入札参加資格審査結果通知書により通知するものとする。

#### 5. 再度入札について

- 1 開票の結果、入札参加者全員が予定価格に達しない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- 2 再度入札は1回までとする。
- 3 再度入札に参加できるものは1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。
- 4 入札が無効となった者は、再度入札に参加できないものとする。

#### 6. 異議申し立てについて

- 1 入札をした者は、入札後、入札約款、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等について不明を理由として意義を申し立てる事はできない。